

(次期)北九州市障害者支援計画 基本目標 事業(案)

基本目標2：地域で自立して生活できる基盤整備

施策の方向性：5 自立生活のための地域基盤整備

※【新規】【拡充】については現在検討中

【5-a】 バリアフリーのまちづくり

| 本掲再掲 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|------|--|---|----------------------|
| | 体育施設バリアフリー化推進事業 (現:スポーツ施設ユニバーサルデザイン化推進工事) | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが気軽に安全安心にスポーツ施設を利用できるよう、既設トイレの洋式化や手すりの設置など、計画的な施設のユニバーサルデザイン化を行います。 | 市民文化スポーツ局 スポーツ振興課 |
| | バリアフリーのまちづくり | 高齢者や障害のある人をはじめ来訪者など、あらゆる道路利用者に対し、安全に快適に利用できる歩行空間の形成を進めます。 具体的には、主要駅周辺や区役所、総合病院などの利用者の多い施設周辺において、歩道の新設や拡幅、平坦化、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置などを重点的に実施し、バリアフリー化整備に取り組みます。 | 建設局 道路計画課 |
| | JR既存駅に対する昇降装置整備支援事業 | 本市では、バリアフリー新法に基づき、駅のバリアフリー化を進めていますが、平成23年3月、バリアフリー新法の基本方針改正による新たな目標が設定され、1日当たり3,000人以上が利用している駅を対象に、平成32年度までにバリアフリー化整備を実施することとなりました。 本市では、1日当たり5,000人以上が利用する13駅については既に整備が完了していることから、安部山公園駅を対象に整備を行います。 ※折尾駅は折尾駅周辺連続立体交差事業で整備予定 | 建築都市局 都市交通政策課 |
| | 安全・安心対策緊急総合支援事業(バリアフリー化) (市街地整備事業) | 子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心・快適に公園を使用できるように、段差の解消や階段への手すりの設置等のバリアフリー化を行い、施設利用の利便性及び安全性を図ります。 | 建設局 公園建設課 |
| | 超低床式乗合バスの導入促進 | 高齢者や障害のある人などが路線バスを利用する際の利便性、安全性の向上のため、市営バスや民間バスにノンステップバス等の導入を促進していきます。 | 建築都市局 交通局 |
| | ボランティア活動参加促進事業 | 障害のある人に、障害福祉に関する啓発や「北九州市福祉のまちづくりネットワーク」によるまちのバリアフリー点検など、さまざまなボランティア活動への参加について、情報提供や調整等の支援を行うことにより、社会参加を促進します。 | 保健福祉局 障害福祉課 |

【5-b】 防災対策の推進

| 本掲 再掲 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------|--------------------------|--|----------------|
| | 福祉施設等の安全対策 | <p>社会福祉施設の新築・増築時の建築確認申請に伴う事前相談や消防同意時における防火安全面の指導を実施します。</p> <p>また、平成21年4月1日施行の法令改正にもとづき、小規模社会福祉施設の防火安全対策について、引き続き指導していきます。</p> | 消防局 指導課 |
| | 緊急通報システムの充実 | <p>高齢者や重度身体障害のある人など緊急事態を自力で回避することができないと認められる人を対象に、通報システムや火災センサーなどを各家庭へ取り付け、24時間体制で緊急時の通報を消防指令センターで受信し、受信の内容により救急車等の出動や近隣の協力員に駆けつけを要請するなど、迅速な対応を行います。</p> | 消防局 予防課 |
| 本掲 | 北九州市障害者スポーツセンターの運営 | <p>障害のある人の健康を増進し、体力の向上、社会参加意欲を高める障害者スポーツの拠点として様々なニーズに対応した取組みを進めるとともに、芸術文化活動の場や、災害時における避難所としての活用についても検討します。</p> <p>(1)障害のある人の健康・体力づくりから競技能力の向上まで、幅広いスポーツニーズへの対応 (2)すべての市民が健康づくりなどに気軽に利用できる施設 (3)障害のある人のニーズに応じたスポーツ教室の実施 (4)一般市民を対象にしたスポーツ教室の実施 (5)障害者施設で作られた製品(食品、雑貨など)の販売 (6)障害のある人の芸術文化活動の場としての活用 (7)大規模災害発生時などに、障害のある人を多く受け入れることのできる避難施設としての活用</p> | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 地区安全担当制度事業のさらなる推進 | <p>安全・安心なまちづくりの実現を図るため、地区安全担当制度により、消防隊が地域住民と一体となって地域に密着したきめ細かい防災行政を推進します。</p> | 消防局 警防課 |
| 再掲 | 日常生活用具給付等事業 | <p>日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与します。</p> | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 災害時要援護者避難支援のための仕組みづくりの推進 | <p>風水害などの災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など(災害時要援護者)への情報の伝達や、避難を支援する体制づくりを地域コミュニティ(市民防災会・福祉関係者)と行政の協働で推進します。</p> <p>また、平時の見守りなどを通じた情報の更新などにより、災害時の的確な支援を推進します。</p> | 消防局 地域防災課 |

【6-a】 雇用促進による就労支援等

| 本掲 再掲 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------|---------------------------|---|---------------------|
| | 精神障害者就労支援ネットワーク事業 | 事例検討を含んだ各種会議や研修会を実施することで、医療・保健・福祉・労働などの関係機関が連携し、就労支援と生活支援を一体的に提供するシステムの構築・支援を推進します。 | 保健福祉局 精神保健福祉センター |
| | 障害者就労支援事業 | 本市の障害者就労支援の拠点である「北九州障害者しごとサポートセンター」において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、指導、助言等を行うことにより、雇用の促進及び職業の安定、障害のある人の就労促進を図ります。 また、障害者雇用を推進するため、障害者雇用促進面談会及び雇用促進セミナーを開催するとともに、啓発冊子を作成・配布します。 さらに、精神障害者の社会復帰、雇用促進に理解のある事業経営者（職親）に対して、回復途上にある精神障害者の訓練を委託し、実際の就労の場においての作業訓練を行うことにより、人間関係の改善をはじめ、社会生活への適応を図ります。 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 福祉施設から一般就労への移行 | 障害のある人の地域生活移行を進めるために、就労移行支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を促進します。 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| 再掲 | 【新規】 発達障害者等職場定着困難者支援事業 | 発達障害のある人など特に職場定着が困難な障害のある人を支援するため、障害者しごとサポートセンターの体制強化などを行います。 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| 再掲 | 就労継続支援(A型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(A型＝雇用型) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| 再掲 | 就労継続支援(B型) | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(B型＝非雇用型) ※平成25年8月施行予定の「障害者総合福祉法(仮称)」への対応が必要 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 障害者小規模共同作業所運営費補助 | 作業や生活訓練、余暇活動を行う場である小規模共同作業所へ補助を行うことで、障害者の社会参加の促進を図ります。 | 保健福祉局 障害福祉課 |

| 本掲 再掲 | 事業名 | 事業内容 | 所管課 |
|----------|---------------------|---|----------------|
| | 地域活動支援センターの運営 | 障害のある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営する事業者に対し、経費を助成します。 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 障害者の自立支援ショップ運営補助事業 | <p>小規模作業所等の授産製品等を専門に販売するNPO法人の店舗は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に授産製品を手軽に手に取って購入してもらうことにより、授産製品の幅広い浸透を図るとともに、障害者への理解を深めてもらう ○障害者に、“ものづくりの喜び”“売れる喜び”をもたらし、社会参加の促進を図る ○障害者施設に、売れる商品作りへの意識を喚起するなど、本市障害福祉行政のシンボリックな役割を担っているため、その運営に対して助成等を行うことにより、安定した経営の支援を図ります。 | 保健福祉局 障害福祉課 |
| | 障害者支援施設等からの物品の買い入れ等 | 平成16年11月の地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が行う随意契約の対象として、障害者支援施設等が作成した物品の購入契約が加えられ、さらに、平成20年2月の改正により役務の提供もその対象となったことから、引き続き、本市における障害者支援施設等への発注を促進するよう努めていきます。 | 保健福祉局 障害福祉課 |